

議案第二十一号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を  
次のように改正する。

第二十七条第四項及び第三十条第四項中「百分の十」を「百分の十二」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

期末手当及び勤勉手当に係る職務段階別加算の支給割合を改定する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当) 第二十七条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。</p> <p>一 及び 二 略</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(期末手当) 第二十七条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。</p> <p>一 及び 二 略</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第三十条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一 及び 二 略

5 及び 7 略

第三十条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一 及び 二 略

5 及び 7 略